

徳島県微量PCB混入廃電気機器等把握支援事業費補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、本県のポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の適正な処理を推進するため、微量PCB混入廃電気機器等である可能性のある機器を保有している者がPCB含有判定のために行う測定（以下「PCB測定」という。）に要する費用の一部について、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「微量PCB混入廃電気機器等」とは、意図的にPCBを使用していない電気機器であって、0.5mg/kg超のPCBに汚染された絶縁油を含むもの（保管中のもののほか使用中であるものを含む。）をいう。
- (2) 「測定対象機器」とは、微量PCB混入の可能性を否定できないため、PCB測定を行わなければ前号の機器であるかどうか分からないものをいう。

(補助事業者等)

第3条 補助事業者は、別表1に定める者とする。

- 2 補助事業は、補助事業者が第5条に規定するPCB測定事業者に測定対象機器について、PCB測定を委託する事業とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助金の額は、別表2のとおりとする。

(PCB測定事業者)

第5条 補助事業者のPCB測定を行おうとする者（以下「PCB測定事業者」という。）は、計量法（平成4年5月20日法律第51号）に基づく計量証明の事業の登録（大気、水及び土壌中の物質の濃度）を受けている者とする。

(補助金交付申請書等)

第6条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

- 2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）
 - (3) PCB測定費用の見積書（測定対象機器ごとに費用が確認できること）の写し
 - (4) 測定対象機器の写真（全体及び銘板）
 - (5) 測定対象機器について微量PCB混入の可能性のあることを示す資料（製造メーカー等のホームページの写し、製造メーカーへの問い合わせの記録等）
 - (6) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第3条の知事が定める期日は、別に定める。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書等を受理したときは、当該申請書等

を審査し、かつ、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の額を決定し、交付申請者に通知するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の通知を受けた後にPCB測定事業者にPCB測定を依頼するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第5条第1項各号に掲げる事項及び規則第15条の2に規定する事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

(軽微な変更)

第9条 規則第5条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、補助事業に要する経費配分のうち、各経費区分の配分額の20パーセントを超えない金額の変更とする。

- 2 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助事業の目的を損なわない事業計画の細部の変更であるときとする。

(変更の承認の申請等)

第10条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする事業者は、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 変更(中止・廃止)事業計画書(様式第5号)
- (2) 変更収支予算書(様式第6号)(変更の場合)
- (3) 見積書の写し(変更がある場合)
- (4) その他知事が必要と認める書類

- 2 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする事業者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について、補助事業遂行状況報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて報告を求めることができる。

- (1) 事業遂行状況報告書(様式第8号)
- (2) その他知事が必要と認める書類

(実績報告書等)

第12条 規則第11条の実績報告書は、様式第9号による。

- 2 規則第11条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第10号)
- (2) 収支決算書(様式第11号)
- (3) 試料採取の実施状況を確認することができる写真等
- (4) 分析結果報告書の写し
- (5) PCB測定に要した費用の支払いに係る領収書(測定対象機器ごとに費用が確認できること)の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

- 3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 知事は、前条の規定による実績報告書等を受理したときは、当該報告書等を審査し、かつ、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、規則第12条の規定により、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第12号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第15条 知事は、前条の規定による補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金交付の取り消し)

第16条 知事は、補助金の交付決定を受けた補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が、不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助事業者が、補助金を他の用途に使用したとき
- (3) その他この要綱の規定及び補助金交付の条件に違反する行為があったとき

(補助金の返還)

第17条 知事は、前条により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第18条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(書類の提出部数)

第19条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は1部とする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年2月12日から施行し、平成21年度分から平成23年度分の補助金について適用する。

別表1（第3条関係）

補助事業者
<p>県内で測定対象機器を保有している者で次に掲げるものとする。</p> <p>1 法人その他の団体（ただし、国、地方公共団体、独立行政法人及び公社並びにこれらに準ずるものを除く。）</p> <p>2 個人</p>

別表2（第4条関係）

補助対象経費	補助率	補助金の額
<p>PCB測定費用（PCB分析費用及びPCB分析のための試料採取費用（試料の採取及び運搬に要する費用をいう。）とし、消費税を除く。 ただし、1つの補助事業者は、各年度につき50検体までを補助金交付の上限とする。</p>	2分の1以内	<p>1 各検体について、補助対象経費に補助率を乗じた額とする。ただし、25,000円を各検体の上限とする。</p> <p>2 上記1により算定した各検体の補助金額をすべての検体について累計した額を補助金の額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。</p>